

# 会 議 録

令和元年度 第4回 焼津市子ども・子育て会議 会議録		日時	令和2年2月10日(月) 14時00分～15時00分
		場所	焼津公民館会議室5・6
議 題	第2期 焼津市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント実施 結果報告と変更点について		
出席者 計21人	【委員】		
	山田 美津子 静岡福祉大学 鈴木 敦子 学識経験者 村松 幹子 焼津市保育園協会 相田 芳久 焼津市私立幼稚園協会 白鳥 光美 子育て広場なかよし 曾根 若葉 焼津市私立幼稚園PTA連絡協議会 小林 愛奈 焼津市公立幼稚園PTA 畑口 里美 焼津市PTA連絡協議会 山村 耕史 志太地区労働者福祉協議会 柴山 明範 焼津公共職業安定所 片野 千鶴 焼津市立焼津東小学校		学事顧問・特任教授 元小学校長、元教育委員 会長 会長 相談員 会長 代表 母親委員長 副会長 所長 校長
	【事務局】		
	渡辺 晃子 こども未来部 鈴木 利明 子育て支援課 久保山晋一 子育て支援課 次世代育成担当 井堂 千嵩 子育て支援課 次世代育成担当 福田美登里 子育て支援課 子育て政策担当 八木 彩子 こども相談センター 岩ヶ谷佳史 保育・幼稚園課 藤 野 大 保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 池谷 智子 健康づくり課 中井 雄彦 株式会社ぎょうせい		部長 課長 主幹 主事 係長 係長 課長 主幹 主幹
欠席者	【委員】 橋ヶ谷昌広(焼津市社会福祉協議会 大井川支所 支所長) 櫛田 晃治(焼津市保育園保護者会連合会 会長) 青嶋 朋隆 放課後児童クラブゆりかご西クラブ 保護者代表 山中 敬弘 焼津商工会議所青年部 研修委員		

## 議事（1）パブリックコメントの実施結果報告について

### 【議長】

本日の議事は2件です。議事1「パブリックコメントの実施結果報告について」、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局】

ー 資料1に基づき、パブリックコメントの実施結果を報告 ー

### 【議長】

ただいま、事務局からパブリックコメントの実施結果報告について説明がありました。委員の皆様から何かご質問・ご意見等ありますか。

### 【村松委員】

資料1の①、放課後子ども教室についてです。パブリックコメントの中では、遊び場というよりは居場所づくりとして求められているかと思います。私の学区でも、放課後子ども教室の開催をいただいておりますが、居場所づくりとまで言える状況ではないと思います。

随分前から計画し、年に1・2回実施し、何人が参加をして、開始・終了時間から送迎の時間まで定められています。学校が終わった後の教室であるため、本当に安全を確保するにはいけないのですが、きめ細かく定まっているものを、今後更に回数を増やして居場所として提供するためには、今のやり方では少し難しいのではと思います。

ただ、今のご時世ですので、保護者の皆様も放課後の子どもの居場所については非常にナーバスになっているかと思います。そのため、そのように手をかけなくては、子どもを集めて活動を行い、送迎を行うというところまで成立しないと思いますが、果たしてそれが本当の居場所づくりになっていくのか、本来は子供たちが主体的にその居場所に参加をし、そこでやりたいことができ、安全と楽しさを共有出来るものが、居場所づくりなのではないかと思います。今の状態は、行政として体を整えているだけなのではないか、と思うときもあります。

しかし、常設されている大富公民館や福祉大学では、少し空気が異なるのかもしれませんが。そういう意味では、なかなか同じ空気で市内全体を網羅というのは難しいかと思えます。やるならやる、やらないならやらない、とした方が私はすっきりします。

### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりの課題があり、理想としては、常設型が全ての学区にあり、どんな子どもも自由に入れるというのが本当の居場所づくりであると思います。ただ現実としましては、委託か直営かなどの運営方法の部分でも難しく、現在2カ所に留まっております。イベント型ですと、準備を重ねてその時のためだけに開くという形になってしまっています。現状は、居場所づくりになっているとは言いきれないと思います。

その点も含め、社会教育課でも市民団体等の御協力をいただきながら、放課後子ども教室の展開を広げていけないかという点を課題ととらえております。引き続き皆様の御協力をいただきながら、取り組んでいければと思います。ご意見ありがとうございます。

#### 【村松委員】

話をしていると思うのですが、放課後児童クラブとの住み分けも課題であると考えています。各学区に放課後児童クラブもかなり数が増えてきました。クラブは保育料をいただいで運営しており、おやつが提供され、迎えが来るまで長時間をご家族の都合に合わせてお預かりしていますので、その分メリットはあります。

一方、放課後子ども教室に、わずかな時間でも好きに通え、クラブの子どももそうでない子どももそこに通うことができ、好きな時間に帰ってこられるというようなことができるのかできないのかという問題も出てきます。

今の放課後子ども教室は、放課後児童クラブに通っている子どもも、前もって申し込み、授業が終わるとみんなで並んで教室に行くというように運営をしています。

子どもの健全育成ということで、放課後子ども教室が機能するためには、今後どのようなものが必要なのか。どこからどこまで大人が環境を整え、どこまでを子どもの主体性に任せるか。事前の申し込みの必要性も含めて、1つ1つを乗り越えていかななくては、本当の放課後子ども教室の事業の意図が発揮できないのではないかと思います。放課後児童クラブとの交流の中でという考えもあるかもしれませんが、キャパシティの問題もありますので、分け目はどこかということも含めて、ご検討お願い致します。

#### 【事務局】

居場所とする施設も必要ということに加えて、放課後児童クラブが定員越えの状況もあります。委員がおっしゃいましたように、今後、放課後児童クラブと子ども教室の連携の必要性はあるかと思いますが、住み分けの仕方については社会教育課とも協議をして、どのような形が最も子どもの自主性を重んじながら居場所を作れるかということも含めて、検討させていただきます。

#### 【片野委員】

②の食物アレルギーについてです。学校の中で、子どもがアナフィラキシーショック起こし、救急車を呼んだこともあります。保護者が給食に対応食の導入を願われる気持ちはよくわかるのですが、多くの子どもにアレルギーがある状況で、その安全な対応食を用意したから安全なわけではなく、口に運ぶまでの間に、例えば他の子どもがその子に自分の食べているものを勧めて口に入れてしまうなどの危険もあります。

教員が1人で30数名の子どもに対応しています。学校としましても対応はしたいのですが、本当の安全性を確保するためには、食べ物だけではなく、見届けまでが必要であるため、簡単ではないと思います。

そういったこともあって、アレルギー症状を起こす危険性があるお子さんにはお弁当を持参してもらっています。すべての対応を学校のみで行うということではなく、家庭

において、食べても大丈夫な物以外は決して食べないように指導するとか、何が食べられないのかを他の子に公表することを許可していただくなど、さまざまなご指導やご協力無しでは、公共のサービスだけでは対応できないと思います。

#### 【鈴木委員】

片野委員がおっしゃったことを、私も切実に現場で感じています。個人差があり、学校給食の中で、アレルギーを持つすべての子供たちに対応するのはとても無理があると考えています。学校での対応に限界があり、個人での対応がどうしても必要になるということにご理解いただきたいと思います。

#### 【事務局】

少人数の保育園でもテーブルを分けるなどの対策を行っています。小学校のように、大人数で色々なアレルギーの子どもがいる場合、先生方のおっしゃるとおり、現場は非常に厳しいかと思えます。個人での対応が必要な部分もあるということも伝えられるような文面を再検討させていただきます。

#### 【村松委員】

ちなみに、現在何パーセントくらいの子どもがアレルギーをもっているのでしょうか。

#### 【片野委員】

各学級に1人はいると思います。今学校では給食のメニューがありますけれども、食べられない子どもがいると、この子が食べられない物という目印に、メニューに×印をつけたりします。教員が休む時も、代替の教員が代わりに入りますが、必ず給食の欄にその組の、誰が、何を食べられないのかを書いてから休みをとり、他の教員はそれを確認してからクラスを預かっています。

#### 【村松委員】

保育園も同様に、アレルギーテストの結果であるとか、医者の生活管理表なども細かくご提出いただいて、担任・主任・園長・栄養士と、いけば看護師も交えて個人面談を行い、どうやっていくかを細かく決めます。小麦粉アレルギーの子がいる場合、調理場で小麦粉を使用した料理をしている場合は、別のところで調理を行い、給食室全体に粉が舞い上がった場合はダメとするなど、命にかかわることですから厳しくしています。そのため、私も出来ることとできないことがあると考えています。

おそらく看護師が勤務しているところなどは、きめ細かい対応も可能かもしれませんが、私の園では看護師を置いていないため、重篤なアレルギーを持っているお子さんへの対応は難しいところがあると、園では話し合っています。

保育園か学校かは問題では無く、アレルギーの程度によっても対応が大きく変わってくるというのは、先ほど鈴木委員もおっしゃったとおりであると思います。そのため、安直に「再編方針の策定」と書かれていますけれども、ハードの面から作り替えをしていかなくは不可能であると考えています。アレルギー対策は除去だけではないので、

たとえば小麦粉・卵・乳製品それぞれ別室で作っていかなくては、本当のアレルギー対策は無理だと思います。そこまで考えてリスクマネジメントをしていかなくては、責任問題へもつながっていきますので、アレルギー対応には難しい面があると思います。

【議長】

それでは、②のアレルギーについての市の考え方については、個々の対応も必要であるという内容を追加して入れていただくということで、よろしいでしょうか。ほかにご意見はありますか。

【村松委員】

③のところですけども、ご意見の中に、「賃金改善に取り組む施設には補助金が加算される仕組みとなっている。」とありますが、補助金は加算されるものではないと思いますがどうでしょうか。

【事務局】

回答の文面を再検討させていただきます。

【議長】

それでは、このパブリックコメントの①に関しては市の考え方はこのとおりで。②には個々の対応が必要であるという内容を入れていただく。③も、回答をご修正いただくということで、よろしいでしょうか。

— 異議なし —

## (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)の変更点について

【議長】

それでは、次の案件にいきます。第2期子ども・子育て支援事業計画(案)の変更点について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 — 計画(案)の変更点について説明 —

【議長】

ありがとうございました。ただいま事務局から第2期子ども・子育て支援事業計画(案)の変更点についてご説明いただきましたが、委員の皆さまからご質問・ご意見等ありましたらお願い致します。

【村松委員】

P62 の利用者支援事業（子育てコンシェルジュの配置等）についてです。下線部に、引き続き～という文面がありますが、「切れ目のない支援」という言葉が、国の文面でも使われるようになっていきますので、盛り込んでおいた方が良いのではないかと思います。

す。妊娠・出産から子育てよりももっと幅の広い言葉になりますけれども、その言葉を使っておいた方が、今後の計画にも生きてくるかと思います。

**【議長】**

委員の皆さま、いかがでしょうか。今は、障害者の支援でも「切れ目のない支援」という言葉が使われていますね。

**【事務局】**

村松委員のご指摘どおり、厚生労働省からも「切れ目のない支援」という言葉が使われていますが、焼津市では、各部署で出産・子育てに関する支援施策を行っていますが、ここでの子育てコンシェルジュの配置だけをとらえますと、結婚・出産から子育てと、そこまで幅広くできるかということがでてくるかと思います。

3章 P34 の施策の体系の中では、基本方針の1を「結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の充実」とし、その中に3つの施策を打ち出していくという形にさせていただいております。そこも踏まえて、再度、P62 の記載については検討させていただきます。

**【山村委員】**

P73 の教師力強化事業ですが、こちらは今までも行っていたのではないのでしょうか。

**【片野委員】**

正規職員には国が実施する研修会がありますが、講師という立場の人に対しての指導が今まではありませんでした。産休・育休の代替として講師の数が増え、その講師の授業力を向上していくために、講師への指導も、2、3年前から取り入れられました。

新規採用の職員も増えてきているので、1年目は国の研修を受け、研修が無くなる2、3年目の教員も引き続き、市がお金を出して指導に入ることになりました。

**【鈴木委員】**

関連して、P71（5）学校等での子どもの健やかな成長支援の施策の方向性の下線部分「さらに充実」という記載についてです。

教育センターができたことで、講師の人や2、3年目の職員も組織的に指導が受けられるようになり、とても喜ばしく思います。これを継続いただけるのは本当にありがたいと思うのですが、「さらに」という表現を使用すると、対象が広がるような印象を与えてしまうのではと思います。例えば、指導を行う教育センターの指導主事を増やすなど、具体的な施策があるのかをお聞かせいただきたい。今後も引き続きこのようなことを工夫して行っていく、という意味での記載であれば、「さらに」というよりは「今後も」などの表現にさせていただいた方が良いのではないかと思います。

**【事務局】**

今後の指導主事の配置などに関しては、事務局も詳しく把握していないため、学校教

育課に確認させていただいてから、現状を充実させていくという意味合いで「今後も」という表記に変更するか、またはそのままの表記とするか検討させていただきます。

**【村松委員】**

確認の意味でよろしいでしょうか。P64の(3)放課後児童対策の充実の、現状の下線部「特別な配慮を必要とする児童の～」ですが、ここでの特別な配慮を必要とする児童というのは、どういったお子様のことを指していらっしゃるのでしょうか。

**【事務局】**

こちらに関しては、障害をお持ちのお子様などを指しています。表現が適切かはわかりませんが、身体に障害をお持ちの方などは、目視で把握できることが多いですが、知的・精神障害の方や発達障害の方などは、コミュニケーションをとったときにはじめてわかるケースも多いものですから、そういった方たちにも特別な配慮を、ということでこういった表記をさせていただきました。

**【片野委員】**

ひとり親家庭で、経済的に保護者からの支援が少ないお子様が増えておりますが、放課後児童クラブではそういったお子様への支援として、月額利用料金が安くなるなどの制度があるのでしょうか。

**【事務局】**

放課後児童クラブについても、児童扶養手当受給世帯やそれに準ずる世帯の方などに対しては、5,000円を上限に、ご申請いただいた方に利用料の1/2の額を減額し、支援をさせていただいています。

**【山村委員】**

外国籍または日本国籍だけれども外国語しか話せないお子様に対しての支援というのは市の事業としてはあるのでしょうか。

**【事務局】**

支援事業計画のP88には、外国人のお子様と保護者への支援・配慮について記載し、地域で孤立しないような体制をつくっていかうとしています。市として外国人の保護者やお子様への支援ということで順次行っていますが、これが本当に適正な支援になっているのかはまだ改善の余地があるかもしれません。

**【山村委員】**

P1の(5)学校等での子どもの健やかな成長支援で【学習・集団生活支援】の事業の記載があり、☆印がついているものがいくつかありますが、どのあたりが拡充されるのでしょうか。

**【事務局】**

学校教育課に確認し、後程、委員に報告させていただきます。

**【片野委員】**

学校としてとてもありがたかったのが、2019年から小学校1年生の全クラスに1人、支援員を配置していただいたことです。焼津市でありがたいのは、人員を配置して下さることです。特別支援学級や低学年の子ども達は、基本的に4時間ほどの支援が必要ですが、支援員の方々も誠実で、例えば給食の終了時間に合わせて出勤時間を調節してくれたりします。

また、塾に通える子どもばかりではないため、ステップアップ教室では、13校中8校で、放課後に退職した先生方が、特に差が開きやすい科目である算数を教えてくれます。

**【山村委員】**

ありがとうございました。

**【議長】**

他にございますか。特にございませんでしたら、P62に「切れ目のない支援」という言葉を入れるか、P71の「さらに」を「今後も」にするかを事務局にご検討いただくとして、それ以外のところでは、この案に承認いただけますでしょうか。

**【議長】**

それでは、それ以外のところは承認とさせていただきます。なお、今後、軽微の修正が生じた場合は、私、会長に一任させていただくということでよろしいでしょうか。

— 異議なし —

**【議長】**

それでは、そのようにさせていただきます。本日の議事は以上です。委員の皆様、会議の進行にご協力いただきありがとうございました。